

税務調査（実地の調査）の終了手続

平成 23 年度税制改正により、税務署等の職員（以下「国税職員」という。）による納税者の支配・管理する場所（事業所等）等に訪問（臨場）して質問検査等を行う国税の調査（以下「実地の調査」という。）につき、以下の通りその調査終了時の手続が整備され、平成 25 年 1 月 1 日以後に新たに納税者に対して開始する調査から適用されています。

1．申告内容に誤りが認められない場合

実地の調査の結果、申告内容に誤りが認められない場合や申告義務がないと認められる場合等には、税務署長等は納税者に対して、その旨を書面により通知します（国税通則法 74 条の 11 第 1 項）。

2．申告内容に誤りが認められる場合

（1）調査結果の説明

実地の調査において申告内容に誤りが認められた場合や、申告する義務がありながら申告しなかったことが判明した場合には、税務署長は納税者に対し、誤りの内容（金額、理由など）を説明します（国税通則法 74 条の 11 第 2 項）。国税職員は納税者に対し、納付すべき税額および加算税のほか納付すべき税額によっては延滞税が生じることを説明するとともに、この調査結果の内容の説明と後掲（2）の修正申告等の勧奨等をもって原則、一連の調査手続が終了する旨を説明することとされています（「調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について」（以下「指針」という。）2 章 4（2））。

（2）修正申告等の勧奨等

（1）の説明において、国税職員は原則として納税者に対し修正申告や期限後申告（「修正申告等」といいます。）を勧奨します。この勧奨の際、国税職員は納税者に対し「修正申告等をした場合には、その修正申告等に係る異議申立てや審査請求はできないが、更正の請求はできる。」ことを説明し、その旨を記載した書面（以下「教示文」という。）を交付しなければなりません（国税通則法 74 条の 11 第 3 項）。

（3）修正申告等の勧奨に応じない場合

納税者が（2）の修正申告等の勧奨に応じない場

合、調査結果の内容に基づき税務署長が更正または決定の処分を行います（国税通則法 24 条、25 条）。この場合、青色申告を行っていない納税者に対しても、更正または決定にかかる通知書には行政手続法 14 条の規定に基づき、処分の理由が記載されることとなります（国税通則法 74 条の 14 第 1 項ほか）。

3．税務代理人である税理士への調査結果の説明等

前述 1 の書面の通知、2 の調査結果の内容の説明、修正申告等の勧奨、修正申告等の法的効果の説明（教示）および教示文の交付（以下「通知等」という。）は、国税職員から納税者本人に対して行うのが原則です。

ただし、納税者の同意がある場合には、納税者に代えて税務代理人である税理士（以下単に「税理士」という。）に対し、通知等を行うことができます（国税通則法 74 条の 11 第 5 項）。この場合において、納税者の同意の有無は、次の または のいずれかの方法により確認されます（指針第 2 章 4（5））。

電話または臨場により、納税者に直接同意の意思を確認する方法

税理士から納税者の同意を得ている旨の申し出があった場合には、同意の事実が確認できる書面の提出を求める方法

納税者の同意があるかどうかについては、個々の納税者ごとに判断されます。例えば、相続税の実地の調査において複数の納税者がある場合には、国税職員は個々の納税者ごとにその納税者の同意の有無により、納税者に通知等を行うか、その税理士に通知等を行うかを判断します（「国税通則法第 7 章の 2（国税の調査）関係通達」7-5）。の方法による場合には、税務署長に対し、納税者全員分の同意の事実が確認できる書面を提出する必要があります。

なお、税務代理権限証書に上記の同意がある旨を明記した場合であっても、「改めて、調査結果の内容説明等を行う時点で同意の有無を確認する」（「税務調査手続に関する FAQ（税理士向け）」第 5 問）とされていますので注意が必要です。